

人権差別撤廃条約第1回・第2回政府報告審査フォローアップ
 人種差別撤廃委員会「統括所見」における勧告への日本国政府の対応状況

平成19年8月現在

勧告	対応状況
<p>7. 委員会は、人口の民族的構成比を決定することに伴う問題に関する締約国の意見に留意する一方、報告の中にこの点に関する情報が欠けていることを見出し出している。委員会の報告ガイドラインにおいて要請されているように、人口の民族的構成比についての完全な詳細、特に、韓国・朝鮮人マイノリティ、部落民及び沖縄のコミュニティを含む本条約の適用範囲によってカバーされているすべてのマイノリティの状況を反映した経済的及び社会的指標に関する情報を次回報告の中で提供するよう、締約国に勧告する。</p> <p>沖縄の住民は、特定の民族集団として認定されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別行為につながっていると主張している。</p>	<p>(前段について) 現在作成中の人種差別撤廃条約政府報告においてどのような情報の提供が可能か検討したい。</p> <p>(後段について) 沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知しているが、それが沖縄の人々の多数意見を代表したものであるとは承知していない。また、本条約第1条1は、差別の事由として「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」を掲げている。このことから、本条約は、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされる人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、社会通念上、日本民族と異なる生物的または文化的諸特徴を共有している人々の集団であるとは考えられていない。</p>

<p>8. 本条約第 1 条に定める人種差別の定義の解釈については、委員会は、締約国とは反対に、「世系 (descent)」の語はそれ独自の意味を持っており、人種や種族的又は民族的出身と混同されるべきではないと考えている。したがって、委員会は、締約国に対し、部落民を含む全ての集団について、差別から保護されること、本条約第 5 条に定める市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利が、完全に享受されることを確保するよう勧告する。</p>	<p>本条約の審議経緯を踏まえれば、「世系 (descent)」は、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解されない、と理解している。</p> <p>本条約第 1 条に関する解釈は上記のとおりであるが、本条約の全文に謳われた精神を踏まえれば、社会的出身に基づく差別を含めいかなる差別も行われることはあってはならないことは当然と考える。政府としては、日本国政府憲法が保障する法の下での平等の原則を最大限尊重し、今後もいかなる差別もない社会を実現すべく誠実に努力をしてまいりたい。</p> <p>なお、同和関係者については、日本国憲法の規定により、日本国民として法の下に平等であって日本国民としての権利を全て等しく保障されていることから市民的、政治的、社会的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。また、政府としては、これまでの国、地方公共団体の長年にわたる同和問題の解決に向けた取組により、同和地区の生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備が概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、また、差別意識の解消に向けた教育・啓発も様々な工夫の下に推進され、国民の間の差別意識も確実に解消されてきているものとする。</p>
<p>9. 委員会は、憲法第 98 条が、締約国によって批准された条約が国内法の一部であると定めているにもかかわらず、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の形態が、国の裁判所においてほとんど言及されていないことにつき、懸念をもって留意する。</p> <p>条約の規定の直接適用は、その規定の目的、意味及び文言を考慮して、個別の</p>	<p>(前段について) 裁判所においては、個別の事件において、本条約の趣旨をも勘案し、適宜適切に対処されているものと承知している。</p> <p>(後段について) 国内法における本条約及びその規定の地位については、我が国の憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、一般的に条約が法律に優位するものと考えられている。</p> <p>我が国は、第 1 回・第 2 回政府報告のとおり、本条約が締約国に貸している義務を誠実に履行している。</p>

<p>ケース毎に判断されると締約国からの情報に照らし、委員会は、国内法における本条約及びその規定の地位につき、締約国から明確な情報を求める。</p>	
<p>10. 委員会は、本条約に関する締約国の法律の想定が、憲法第 14 条のみであることを懸念する。本条約が自動執行力を持っていないという事実を考慮すれば、委員会は、特に本条約第 4 条及び 5 条に適合するような、人種差別を非合法化する特定の法律を制定することが必要であると信じる。</p>	<p>人種差別思想の流布や表現に関しては、それが特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容を有すれば、刑法の名誉毀損罪、侮辱罪または信用毀損・業無妨害罪で処罰可能であるほか、特定の個人に対する脅迫的内容を有すれば、刑法の脅迫罪等により処罰可能である。また、人種差別的な思想を動機、背景とする暴力行為については、刑法の傷害罪、暴行罪等により、処罰可能となっている。</p> <p>私人による人種差別行為については、不法行為（民法第 709 条）に該当する場合にはそのような行為を行ったものに損害賠償責任が発生し、公序良俗違反の法律行為（民法第 90 条）に該当する場合には無効とされる。また、公権力による人種差別行為については、国家賠償法に基づき国又は公共団体に損害賠償責任が発生する。</p> <p>2003 年 10 月に衆議院の解散により廃案となった人権援護法案では、国又は地方公共団体の職員及び事業者等による人種、民族等を理由とする不当な差別的取り扱い等を禁止し、政府からの独立性を有する人権委員会がこれらの人権侵害を調査し、人権心が認められた場合には、適切な措置を講じることとしているが、同法案については、これまで様々な議論がなされており、現在、引き続き検討を行っている。</p>
<p>11. 委員会は、本条約第 4 条 (a) 及び (b) に関し、「日本国憲法の下での集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と整合する範囲において日本はこれらの規定に基づく義務を履行する」旨述べて締約国が維持している留保に留意する。</p>	<p>人種差別撤廃委員会の一般的勧告 7 及 5 については我が方も十分承知しているところであるが、第 4 条の定める懸念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらのすべてにつき現法法制を越える刑罰法規をもって規制することは、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される表現の自由や、処罰範囲の具体性、明確性が要請される罪刑法定主義といった憲法の規定する保障と抵触する恐れがあると考えたことから、我が国としては、第 4 条 (a) 及び (b) について留保を付することとしたものであ</p>

<p>委員会は、かかる解釈が、本条約第4条に基づく締約国の義務と抵触することに懸念を表明する。委員会は、その一般的勧告7（第32会期）及び15（第42会期）に締約国の注意を喚起する。同勧告によれば、本条約のすべての規定が自動執行力のある性格のものではないことにかんがみれば、第4条は義務的性格を有しており、また人種的優越や憎悪に基づくあらゆる思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由の権利と整合するものである。</p>	<p>る。</p> <p>また、右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。</p>
<p>12. 人種差別の禁止全般について、委員会は、人種差別それのみでは刑法上明示的かつ十分に処罰されないことを更に懸念する。委員会は、締約国に対し、人権差別の処罰化と、権限のある国の裁判所及び他の国家機関による、人種差別的行為からの効果的な保護と救済へのアクセスを確保すべく、本条約の規定を国内法秩序において完全に実施することを考慮するよう勧告する。</p>	<p>我が国は、憲法の保障する表現の自由等の重要性にかんがみ、本条約の締約に際し、右保障と抵触しない程度で第4条（a）及び（b）の義務を履行する旨の留保を行っているが、かかる範囲での処罰立法義務については、10で回答したとおり名誉毀損等既存の刑罰法規で十分に担保されている。</p> <p>人種差別的行為からの救済の一つとして、民事上の存在賠償請求が可能である。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、人権尊重の普及高揚を図る立場から、遵守差別の問題を含めあらゆる差別の問題について積極的に啓発活動を行い、また人権相談所を設けて差別を受けた方からの相談に応じているほか、2004年4月には、より迅速・柔軟・適正な調査救済活動を行うことを目的として、人権侵犯事件調査処理規程を全面的に改正し、これに基づき、人種差別行為を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、その結果に基づき、事案に応じた適切な処置を講じ、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどしている。</p>

	<p>政府は、2002年3月、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、政府からの独立性を有する人権委員会の下で、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図ることを目的とする人権擁護法案を国会に提出した。同法案は2003年10月、衆議院が解散したことに伴って廃案となり、現在、引き続き検討を行っている。</p>
<p>13. 委員会は、高官による差別的発言及び、特に、本条約第4条(c)に違反する結果として当局がとる行政的または法的措置の欠如や、またそのような行為が人種差別を助長し扇動する意図を有している場合にのみ処罰可能であると解釈に、懸念を持って留意する。</p> <p>締約国に対し、将来かかる事態を防止するために適切な措置をとり、また本条約第7条に従い、人種差別につながる偏見と戦うとの観点から、特に公務員、法執行官、及び行政官に対し、適切な訓練を施すよう要求する。</p>	<p>(前段について) 我が国は、条約第4条柱書は、条約国が避難すべき対象を、ある人種の優越性等の若しくは理論に基づく宣伝等又は人種的憎悪及び人種差別を正当化し若しくは助長することを企てる宣伝等に限定していることから明らかなように、同条は、人種差別の助長等の意図を有する行為を対象として締約国に一定の措置を講ずる義務を課しており、そのような意図を有していない行為は、同条の対象とはならないと考えている。また、人種差別撤廃条約第4条(c)は、締約国がとる具体的措置につき規定していないことから、各締約国の合理的裁量に任されていると解釈している。</p> <p>(後段について) 警察は、犯罪捜査などの人権にかかわりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(2000年国家公安委員会規則第1号)において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。</p> <p>新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。</p> <p>犯罪捜査、留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を習得させるための教育を行っている。</p> <p>我が国においては、検察官、検察事務官は、犯罪の捜査、公訴の提起、公判の遂行、刑罰の</p>

	<p>執行という職務を担っており、人権に対する格別の配慮が求められるところ、検察官・検察事務官任官時の教育、一定の職務経験を経た後の研修において、人権に関する教育を積極的に実施している。研修は、「自動及び女性に対する配慮と検察の実務」等の、日常の義務に密接に関わる事項に関わる事項についての講義・討論から、「国際人権関係条約」等の題目の講義にまで及び、幅広く人権問題に関する知識の醸成と意識の向上を図っている。</p> <p>裁判所においては、司法研修所での裁判官に対する各種研究会において、国際人権法や人権問題一般に関する講演会などが実施され、差別の回避について言及されているとともに、裁判官以外の裁判所職員についても、裁判所職員総合研修所での各種研修における講義において、広く基本的人権一般の問題がテーマとして取り上げられているものと承知している。</p>
<p>14. 委員会は、韓国・朝鮮人、主に児童、学生を対象とした暴力行為に係わる報告及びこの点に関する当局の不十分な対応に対し懸念を有するものであり、政府に対し、当該行為を防止し、これに対するためのより毅然たる措置をとることを勧告する。</p>	<p>我が国においては、こうした暴力行為については、刑法に定める殺人罪、傷害罪、暴行罪、暴力行為等処罰に関する法律違反等により、処罰の対象とされており、人種差別的同意に基づく暴力行為についても、法と証拠に基づき厳正に処罰を行うよう努めている。</p> <p>法務省の人権擁護機関は、この種の事案に対し、速やかに情報を収集するとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等において、差別の防止を呼びかける街頭啓発、啓発冊子等の配布及び啓発ポスターの掲示等を行うなど、かかる事態を防止するための積極的な啓発活動を行っている。今後とも、人権侵犯の疑いのある事案については、積極的に調査を行って事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に対して人権尊重思想を啓発することとしている。</p> <p>2002年3月に閣議決定により策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、取り組むべき個別の人権課題の一つとして外国人に関する人権問題を掲げ、その中で在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題を位置付けており、偏見や差別意識を解消するための取組を積極的に行うこととしている。</p>

<p>15. 在日の外国国籍の児童に関し、委員会は小学及び中学教育が義務的でないことに留意する。委員会は、更に、「日本における初等教育の目的は、日本人をコミュニティのメンバーたるべく教育することにあるため、外国の児童に対し当該教育を受けることを強制することは適切である。」との締約国の立場に留意する。委員会は、強制が、統合の目的を達成するために全く不適切であるとの主張に同意する。しかしながら、本条約第3条及び第5条(e)(v)との関連で、委員会は、本件に関し異なった取扱いの基準が人種隔離並びに教育、訓練及び雇用についての権利の享受が平等なものとなることに繋がり得るものであることを懸念する。締約国に対し、本条約第5条(e)に定める諸権利が、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身について区別なく保障されることを確保するよう勧告する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人の子供が公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れている。 2. また、文部科学省では、外国人の子どもの就学を促進するため、去年6月に、都道府県教育委員会に対し、外国人の就学問題対応の促進を図る通知を発出。また、ポルトガル語など7つの言語ごとの「就学ガイドブック」を作成・配布。 3. さらに、外国人児童生徒が学校へ円滑に適応できるよう、 <ol style="list-style-type: none"> ①日本語指導に対応する教員の配置 ②外国人児童生徒に対する日本語教育カリキュラムの開発 ③外国人児童生徒教育に携わる教員等への研修の実施 ④母語の分かる指導協力者の配置等外国人児童生徒の学校への受入体制の整備等の施策を実施しているところ。
<p>16. 委員会は、韓国・朝鮮人マイノリティに対する差別に懸念を有する。韓国・朝鮮人学校を含む外国人学校のマイノリ</p>	<p>日本の学校入学資格については、従前より、国籍、人種、性別等に関わらず、すべての者にこの資格を獲得するための複数の手段（例：日本の高等学校卒業、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）等）が認められてきたところである。</p>

ティの学生が日本の大学へ入学するに際しての制度上の障害のいくつかを除去するための努力は払われているが、委員会は、特に、韓国語での学習が認められていないこと及び在日韓国・朝鮮人学生が高等教育へのアクセスについて不平等な取扱いを受けていることに懸念を有している。締約国に対し、韓国・朝鮮人を含むマイノリティに対する差別的取扱いを撤廃するために適切な処置をとることを勧告する。また、日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保するよう勧告する。

さらに、平成15年9月には、大学入学資格の弾力化のための制度改正を行い、本国の学校の課程と同等の課程を有する教育施設として東京韓国学校及び京都韓国学校を指定し、当該韓国学校からの卒業生に大学入学資格が認められるとともに、大学の個別審査により個人の学習歴等を適切に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、外国人学校卒業者を含め、大学入学資格が認められることとなった。

このため、「在日韓国・朝鮮人学生が高等教育へのアクセスについて不平等な取扱いを受けている」との指摘は適当ではないと考えている。

マイノリティ言語による教育については、具体的にどのような教育を指すのか明確ではない。本条約の確定役国にはそれぞれ言語的マイノリティが存在すると思われるが、日本国政府としては、多くの国において、マイノリティ言語のみを用いた公教育が行われているとは承知していない。従って、日本においてマイノリティ言語によってすべての公教育が行われているわけではないということをもって、日本の公教育が人種差別的であるとするのは適応ではないと思われる。

また、本条約において定められた教育についての権利が、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身について区別なく保障されることを確保するという点に関しては、マイノリティ言語を使用する子どもに対して、希望する場合には公立の小・中学校に受け入れ、日本人と同一の教育を受ける機会を提供しており、その際、子どもたちが円滑日本の教育を受けられるようにするとの視点から、日本語指導、教師による支援、さらには彼らの母語（マイノリティ言語）を話せる者による支援等、マイノリティ言語を使用する子ども対に最大限の配慮をしている。例えば、日本語の不自由な韓国・朝鮮人の児童生徒に対して韓国・朝鮮語を話せる者と教師が協力して、日本語指導も含め円滑に教育が受けられるように支援している。また、「総合的な学習の時間」の中で、地域の実態に応じて、国際理解教育の一環として、外国語会話、母文化教育等の学習も行うことが可能となっている。

こうした取組により、既に我が国では、本条約に定められた教育についての権利は確保され

	<p>ていると認識している。</p>
<p>17. 委員会は、締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する。この点に関し、委員会は、特に、土地に関わる権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告 23（第 51 会期）に締約国の注意を喚起する。</p> <p>また、締約国に対し、原住民及び従属民に関する ILO 第 169 号条約を批准すること及び（又は）これを指針として使用することを懇請する。</p>	<p>（前段について）「委員会は、締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する。」については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針（平成 9 年 9 月 18 日総理府告示第 25 号）に盛り込んでいるとおり、我が国としては、アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していたと考えており、独自の伝統を有し、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を発展させてきた民族であると認識している。</p> <p>しかしながら、「先住民」については、現在のところ、国際的に確立した定義がなく、また日本国政府としての明確な定義はない。したがって、上で述べたような意味においてアイヌの人々が「先住民」であるか、また「先住民」の権利が具体的にどのようなものであるかについては、結論を下すことができる状況にはない。</p> <p>いずれにせよ、政府としては、アイヌの人々の社会的、経済的な地位の向上を図るため北海道が実施しているウタリ福祉対策を円滑に推進するため、昭和 49 年 5 月に、北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議（現在、北海道アイヌ生活向上関連施策委関係省庁連絡会議）を設置し、関係行政機関相互間の連絡を図りつつ諸般の施策の充実に努めているところであり、また、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として制定された、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及並び啓発に関する法律（平成 9 年 5 月 14 日法律第 52 号）に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しているなど、アイヌの人々に関する様々な施策に取り組んでいるところである。</p>

	<p>(後段について) 本条約については、ILOが本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれており、また我が国の法制度に整合しない規定が存在しているという問題もあるため、ILO総会での採択のための票決において我が国政府は棄権したところであり、直ちに締結するには問題が多いと考えている。</p>
<p>18. 日本国籍を申請しようとする韓国・朝鮮人が自分の氏名を日本語名に変更することを求められるいかなる行政的又は法的要件ももはや存在しないことに留意するが、委員会は、伝えられるところによれば、当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めており、また、韓国・朝鮮人は差別を恐れそのようにせざるを得ないと感じていることに懸念を表明する。個人の氏名は文化的・民族的アイデンティティの基本的な要素であることを考慮しつつ、委員会は、締約国に対し、このような慣行を防止するために必要な措置をとるよう勧告する。</p>	<p>当局が帰化により日本国籍を取得しようとする者に氏名を変更するよう求めている事実はなく、申請者に対しては、帰化後の指名は自由に定めることできる旨の周知を図っているところである。</p> <p>2002年3月に閣議決定により策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、取り組むべき個人人権課題の一つとして外国人に関する人権問題を掲げ、その中で在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題を位置付けており、偏見や差別意識を解消するための取組を積極的に行うこととしている。</p>
<p>19. 委員会は、締約国に受け入れられた難民の数が最近増加していることを留意しつつ、待遇に関する異なった基準が、一方でインドシナ難民に、他方で限られた数の他の国民的出身の難民に適用されていることを懸念する。インドシ</p>	<p>日本は1981年の難民条約及び1982年の難民議定書の締結にあたり、国籍条件の撤廃等の国内法の整備を行い、条約難民に対して、職業、教育、社会保障、住宅等において各種の保護及び人道的援助を与え、内国民待遇の確保に努めている。また、平成14(2002)年8月7日の閣議了解「難民対策について」をもって、インドシナ難民に対する定住支援とは別に条約難民に対する定住支援の方針を明らかにし、東京都品川区にある国際救援センターにおいて、条約難民に対する支援施策を行ってきたが、同センターの閉所に従い、平成18(2006)年4月か</p>

<p>ナ難民は住居、財政的支援及び政府の援助による日本語語学コースへのアクセスがあるのに対し、これらの援助は概して他の難民には適用されていない。委員会は、締約国に対し、これらのサービスについてすべての難民に対して等しい給付資格を確保するための必要な措置をとることを勧告する。また、この観点から、締約国に対し、すべての避難民が有する権利、特に、相当な生活水準と医療についての権利を確保するよう勧告する。</p>	<p>らは、条約難民に対する定住支援施設を東京都内に確保し、日本語教育、生活ガイダンス、職業相談等の支援事業を引き続き実施している。</p> <p>さらに一時庇護・難民認定申請者に対しても生活費、住居費、医療費の支援を必要に応じて行っている。</p>
<p>20. 委員会は、国家賠償法が本条約第6条に反し、相互主義に基づいてのみ救済を提供することに懸念を有する。</p>	<p>我が国の国家賠償法が相互主義を採用している（国家賠償法第6条）のは、国際社会における国家間の主権平等の原則を基礎とするものであり、この法理は、国際的にも認められた法理である。</p> <p>又被害者である外国人の本国において、日本人に対して国家賠償が全く認められない場合に、我が国においてその外国人のために国家賠償が認められることとなると、日本国民が不当な差別を受ける結果にもなることから、現行の相互主義は、むしろ内外国人の実質的平等を図っているということもできると考えられる。</p> <p>従って、国籍に基づく差別は本条約の対象とならないことから、国家賠償法第6条の相互主義の下で、我が国の国民に国家賠償を認めない国を本国とする外国人が国家賠償法の適用を受けない場合があり得るとしても、人種差別撤廃条約との関係で問題は生じないものと考えている。</p>

<p>21. 委員会は、締約国に対し、今後の報告書の中で、特に、裁判所による適切な補償の提供を含めた本条約の違反に特に関係している判例について報告することを要請する。</p>	<p>第1・2回政府報告においては、司法機関を通じた救済に関する事例を記載したところであるが、現在作業中の第3・4・5回政府報告においても、関連する情報の提供に努めてまいりたい。</p>
<p>22. 委員会は、次回の締約国の報告が、ジェンダー並びに国民的及び民族的集団に分類した社会・経済的データ、並びに性的搾取と暴力を含むジェンダーに関連した人種差別を防止するためにとられた措置に関する情報を提供することを勧告する。</p>	<p>（「暴力を含むジェンダー」部分に限る情報について）配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、人権の擁護と男女平等等の実現を図り、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が2001年に公布、施行された。動揺は2004年に改正され、被害者の保護等に係る職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍を問わずその人権を尊重しなければならない旨明記された。</p>
<p>23. 締約国に対し、次の報告に、(i) 1997年の人権擁護施策推進法及び人権擁護推進審議会の任務及び権限、(ii) 1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、(iii) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び同法律が2002年に終了した後に、部落民に対する差別を撤廃するために考えられている戦略、の影響に関するさらなる情報を提供するよう求める。</p>	<p>（(i) について）人権擁護施策推進法は、人権尊重の理念に関する国民葬後の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する国の責務を明らかにするとともに、法務省に、これらの施策に関する基本的事項を調査審議するための人権擁護推進審議会を設置することを定めたもので、5年の時限法であったことから、2002年3月に失効している。</p> <p>同審議会は第一回会議において、法務大臣、文部科学省大臣及び総務大臣から、「人権尊重に関する国民葬後の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項（諮問第1号）、法務大臣から「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」（諮問第2号）について、それぞれ諮問を受けた。同審議会は、諮問第1号について、1999年7月に答申し、諮問第2号については、2001年5月に陣家救済制度の在り方について、また、同年12月に人権擁護委員制度の改革について答申した。</p>

答申においては、政府からの独立性を有する人権委員会（仮称）を中心とする新たな人権救済制度を創設し、同委員会は、一定の人権侵害に関して、より実効性の高い調査手続と救済手法を整備した積極的救済を図るべきであるとしている。また、積極的救済を図るべき人権侵害として、人種差別撤廃条約の趣旨も踏まえ、人種・皮膚の色・民族的又は種族的出身等を理由とする社会生活における差別的取扱いや人種等にかかわる嫌がらせについて、その差別的取扱いの範囲を明確にする必要があると提言している。

政府は、同審議会の答申を最大限尊重し、提言された新たな人権救済制度を確立するために、人権擁護法案を2002年3月に国会に提出したが、2003年10月、衆議院の解散により廃案となった。同法案は、人権侵害に係る被害の適性活迅速な救済及び実効的な予防を図るため、新たに独立行政府会としての人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めているが、同法案については、これまで様々な議論がなされており、現在、引き続き検討を行っている。

((ii) について) アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、法律に基づき、アイヌ文化の振興等の各種事業を全国的見地から統一的、総合的に行う指定法人として、財団アイヌ文化振興・研究推進機構を指定した。

同財団では、国と北海道から補助金の交付を受け、①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、②アイヌ語の振興、③アイヌ文化の振興、④アイヌの伝統や文化に関する普及啓発、⑤アイヌの伝統的生活空間の再生の5つの柱に基づき事業を実施し、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統・文化に関する知識の普及啓発を着実に推進しているところである。

((iii) について)

そもそも社会的出身に基づく差別は本条約の対象ではないが、更に、2002年3月末に同和地区に限定した特別対策は終了し、2002年4月以降、施策ニーズに対しては、他の地域と同様、

	所用の一般対策を講じることによって対応しているところである。
24. 締約国が本条約第14条に規定する宣言を行っていないことに留意し、委員会はこのような宣言の可能性につき検討するよう勧告する。	人種差別撤廃条約第14条が定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と考えているが、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあるとの指摘もあることから、本条約第14条に規定する宣言を行うことの是非について真剣かつ慎重に検討しているところである。
25. 委員会は、締約国に対し、1992年1月15日に第14回締約国会合において採択された本条約第8条6の改正を批准するよう勧告する。	我が国は、条約上の義務は締約国のみを拘束するのが原則であり、従って条約の費用は締約国が負担すべきであり、見て医薬国を含む国々からの分担金を主たる財政とする国連通常予算で賄うべきではないと考えており、現時点で右改正を受諾する予定はない。
26. 委員会は、締約国に対し、報告を提出した時点から直ちにこれを一般に公開し、また、報告書に関する委員会の統括所見についても同様に公開するよう勧告する。	前回提出の人種差別撤廃条約政府報告及び同報告に対する委員計の統括所見については、英文及び和訳の双方を外務省のホームページに掲載し、一般に公開している。また、現在作成中の政府報告及び同報告に対し出される委員会の統括所見についても同様に対応する予定である。
27. 委員会は、締約国に対し、第3回定期報告を、第4回定期報告と併せて、2003年1月14日までに提出し、また、同報告にはこの統括所見の中で取り上げられたすべての点を含むことを勧告する。	人種差別撤廃条約の政府報告に関しては、現在、鋭意作成の作業を進めており、引き続き関係府省庁との協議や関係方面との意見交換を行いながら、できる限り早期に提出するよう取り組んでいるところである。